



Title	目的税について
Author(s)	今泉, 佳久
Citation	経済學研究, 37(2), 31-41
Issue Date	1987-09
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/31769
Type	bulletin (article)
File Information	37(2)_P31-41.pdf



[Instructions for use](#)

目的税について

今泉佳久

I はじめに

目的税とは、その税収の使途を特定されている租税をいう。伝統的な財政学では、予算原則のうちアフェクションすなわち特定収入を特定支出に充当する入質関係を禁ずるノン・アフェクションの原則によって、目的税は否定されるというのが通例の見方であろう。しかし、予算原則を固定的に考えるのではなく、予算原則成立の背景に注目し、租税国家の変質と共に、予算原則も変化せざるを得ないとする論者(文献[1], p. 113)もある。その場合、目的税はノン・アフェクション原則の例外の一つで、ある経費の金額を制限するために特定財源の収入を指定する、あるいは逆に、収入額を特定の経費の高さに制限するため(文献[1], p. 111), のものであると見なされる。租税国家がはたして変質したか否かの論議はともかく、ノン・アフェクション原則の契機が個別財源を個別経費に結びつける基金経済もしくは独立金庫にあることを考えると、事実上その危険が無ければ、目的税を禁止する必要性は無くなる。現在、わが国の税制において、国税の揮発油税、地方道路税、石油ガス税および自動車重量税のそれぞれ全部もしくは一部が道路整備財源にあてられるのを始めとして、地方税においても、多くの目的税を例示することができる。自動車取得税、入猟税、水利地益税、入湯税、等々である。本稿は、ブキャナン(James M. Buchanan)の目的税擁護論にはじまるい

くつかの目的税に関する議論を紹介しながら、目的税の経済分析を概観しようとするものである。

II 目的税の批判と擁護

ディラン(Elizabeth Deran, 文献[3], p. 357)によれば、目的税に対する批判論と擁護論をほぼ次の諸点に集約できる。初めに、批判の論点は、

1. 目的税は予算統制の有効性を阻害する。その程度は、目的税制度の範囲と性質に依存する。
2. 目的税は誤まった資金配分をもたらし、財源が過剰な政府機能もあれば、不足してしまう機能もある。
3. 目的税は歳入構造を硬直化させる。それは、条件が変化したときに、議会が適切な修正をするようにはなかなかならないからである。
4. 目的税に関する法令は、それが制定されるきっかけとなった事情が無くなってしまっても、ずっと後まで廃止されずに残ることがある。
5. 財政活動の中に定期的な見直し、統制が行きわたらなくなる部分が出てしまうので、目的税は行政府や議会の政策決定権限を侵害する。

である。これに対し、擁護論は、

1. 目的税は課税の利益説を応用するものである。
2. 目的税は、望ましい政府機能への支出につ

いて、その最低水準を保証する。議会に対して繰り返し圧力をかける必要が無くなり、無駄を省ける。

3. 目的税は、特定プロジェクトの継続を保証するので、公債利率の低減、長期計画の利点を通じて、それらのプロジェクトの費用を減らすことができる。
 4. 目的税は、新税導入や税率引上げへの抵抗を克服しやすい。
- の諸点である。

批判論のうち、1は議会による行政府の統御を問題にするもので、前述の古典的予算原則論に合致する。5は制度改正の困難さが議会及び行政府に対して持つ意味である。これら1、5の2点は、行政ないし政治の視点からするものと言えよう。2、3、4の3点は経済の視点からのものであり、とりわけ、財政収支が市民の選好に一致するか否かという資源配分の効率性の観点からする批判であると理解できよう。

擁護論においては、4は行政ないし政治の視点に、1、3は経済の視点に立ち、2は政治と経済の両者に関連する。擁護論における経済的視点も、実は、効率性に他ならない。したがって、ディランが以上のように整理した当時は、目的税に対する批判と擁護の両論が、共に資源配分の効率性の観点から提起されていたことになる。

目的税が効率的であるというのは、公共財に対する市民の需要に応じて供給を行なうようにする装置として、目的税が有効であると考えられるからである。したがって、市民の公共財需要が変化すると、それに応じて必要な税収額が変化するので、個々の目的税の態様も変化しなければならないことになる。言い換えると、短期的にはともかく、中期的に、あるいは時間の経過と共に、目的税を見直すことが必要になる。つまり、収支構造を固定化させないことが必要なのである。経済の視点からする批判は、見直しがなかなか行なわれず、固定化してしまうところに目的税の欠点を見出すのである。こ

れに対し、擁護論3では、目的税によって収支構造が固定化することを逆に評価している。それは、この場合には、市民の選好が変化しないことが仮定されているからである。擁護論2では、市民の選好と市民の代表あるいは代理たる議会の選好が一致しない状況における目的税の有効性を説く。擁護論4は、市民の選好に反した意志決定を行ないうることが目的税擁護の理由になっており、市民の選好が財政収支に反映されることが効率的な資源配分を意味し望ましいのだ、という他の擁護論の主張とは、全く対立するものである。それは、前述のように、その視点が経済というよりは行政ないし政治にあるからである。このように、一口に目的税擁護論といっても、その視点は様々であり、その中には互いに矛盾する場合もあると言える。

III ブキャナン

効率的資源配分の観点から目的税を擁護する客観的議論を展開したのはブキャナン(文献[2])が最初である。そこで、はじめに目的税の効率性に関する彼の主張を概観しよう。

ブキャナンは、目的税が予算決定を各小区画に細分化するものであるから、それによって、特定の収入源(費用)と特定の支出目的(便益)とを正確に比較できると考える。また、目的税の下では、それによって調達される公共財の量を個々に決定することになるので、結果として、総予算額、各財への予算の配分比率の両者が選択されることになる。これに対し、用途を特定されない一般財源による予算においては、総予算額だけが個人の選択対象で、各公共財への配分比率は予算当局が予め決めるものとされる。

モデルの構築に際しブキャナンは、中位の選好を持つ個人(以下、中位の個人と略述)が存在することを仮定する。「中位の選好」とは、ある集団内の人々の選好を典型的に示す選好を意味する。単純多数決の下では、選好が単峰型であれば、中位の選好によって集団の選択が決定

される。したがって、集団の選択の代りに、中位の個人の選択に注目すればよいことになる。

公共財の生産は社会的に見て少量なので、個人の行動においては、所得効果は無視できると仮定する。公共財生産の限界費用は一定で、単位当りの租税価格も一定とする。かくして、個人にとって、公共財の供給曲線はある予め決められた租税価格の水準で水平である。ただし、個人に対する租税価格は社会全体に対する供給価格の一部で、個人間の税負担配分は外生的に決まる。公共財は、集団内のだれもが、等量を消費できるものとする。

公共財に対する個人の限界評価曲線を、私的財についてと同様に考えることができ、これが需要曲線となる。したがって、需要価格と供給価格とが等しくなるところで均衡が生じるが、財の特性から、均衡数量は個人間で等しくなければならない。

いま、上述のような性質を持つ2種類の公共財を供給する社会を考える。財源調達法としては、(1)別個の目的税によって、それぞれ調達する、(2)単一の税による一般財源をもってする、の二つがある。一般財源の場合、2財への総予算の配分方法は、それぞれの財に総予算のそれぞれ一定の比率を配分するものである。予算の選択において、どちらの財源調達法であっても、中位の個人が総予算額と配分比率の両者について、同一の解に到達する予算の配分比率が一つ常に存在する。この均衡を完全均衡と呼ぶ。完全均衡では、目的税の下で中位の個人が選択した予算の総額、配分比率と、一般財源の下で当局から提示された配分比率およびそれを条件に中位の個人が選択した予算総額とが同一になるわけである。図-1はこれを図示するものである。横軸に公共財の数量を測る。1単位の数量とは、1ドルと交換に利用しうる2財の

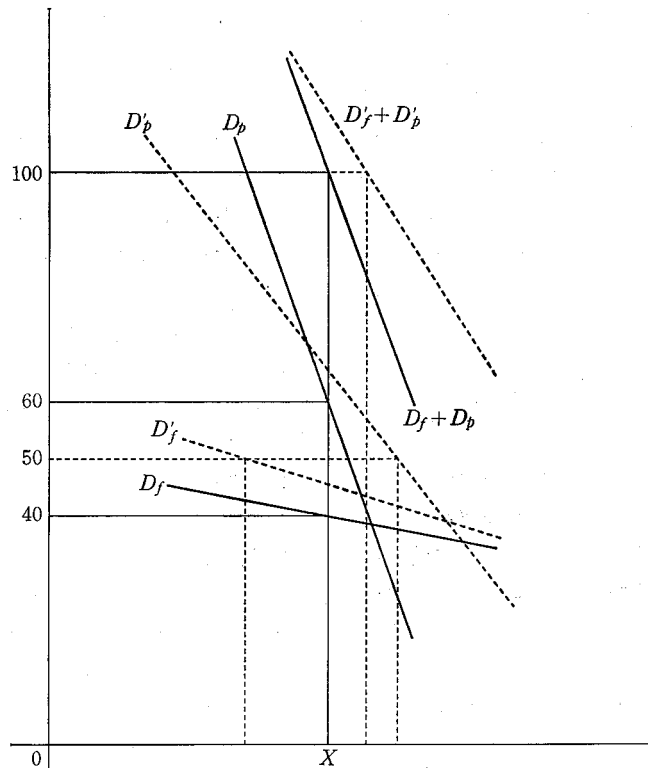


図-1

(出所：文献〔2〕, p. 462, FIG. 1.)

物的組合せである。2財を消防サービスと警察サービスと仮定する。いま、完全均衡予算比率が40(消防)対60(警察)であるとする。1単位の消防活動は40セントの支出とひきかえに個人が利用しうる数量であり、1単位の警察活動は60セントの支出とひきかえに利用できる数量と定義される。簡単化のため、消防需要曲線 D_f と警察需要曲線 D_p を線型とする。両者を垂直に合計した $D_f + D_p$ は、40対60の比率が成立しているとき、1単位当り1ドルで利用しうるサービスの組合せに対する需要を示す。完全均衡の定義から、この複合需要曲線は1ドルの水準で水平にひかれた租税価格線と交わるが、その交点が示す数量 OX は、消防と警察の両者について、それぞれ独立に選択された均衡量と等しくなっている。

ところで、公共財に対する需要曲線は、与えられた予算比率の下で定義される。したがって、完全均衡をもたらす予算比率とは異なる比率(50対50)が提示されると、それに応じて需要曲線も D_f', D_p' へとシフトする。予算比率の変更は、租税価格の変更をも意味する。その結果、目的税の下での2財のそれぞれの均衡量と、与えられた配分比率の下で一般財源による予算決定で選択される2財の均衡量とは異なることになる。これは、予算配分比率が完全均衡のそれから乖離することによって、一般財源による調達法が個人の選択パターンに歪みをもたらすことを意味し、その結果、個人の効用水準は低下してしまうのである。

ブキャナンは目的税と一般財源とを効率性の視点から以上のように比較し、完全均衡にないときには目的税が効率的であることを結論づける。しかし、肝心の需要曲線に関して、その数量の測り方を初めとして、彼の説明では理解が十分にはできない点がある。そこで、以下において、ブキャナンの枠組みの中で、私見を述べることにする。

ブキャナンは、公共財に対する需要曲線をグラフに書くとき、縦軸が何を測るかを明示して

いない。図-1から推察すれば、縦軸は予算の配分比率(100セントのうち、その財に向けられる大きさ)あるいは租税価格を測っている。横軸は数量を測るが、単位の定義は特殊なものである。前述のように一般財源の下では、1単位の数量は、1ドルとひきかえに利用できる消防と警察の2財の物的組合せである。いま、予算配分比率が消防40対警察60であれば、予算1ドルのうち40セントが消防、60セントが警察に向けられ、1単位の消防、警察活動は、それぞれ40セント、60セントの支出とひきかえに利用できる数量と定義される。この配分比率は、同時に租税価格あるいは限界費用とも一致している。さて、配分比率が、例えば50対50へと変化すると、1単位の消防、警察活動はそれぞれ50セントの支出とひきかえに利用できる数量になる。では、従前の1単位と現在の1単位とは、横軸上でいかなる関係にあるのか、需要曲線は、なぜ、どのようなシフトをするのか、などの疑問が生じるが、ブキャナンの論文からは明らかとはならない。

目的税の場合、2財の需要と供給は、通常の私的財の場合と同様に考えることができ、何か特別の関係が存在するわけではない。それに対し、一般財源の場合には、配分比率を予算当局が決めるのだから、2財の供給は結合的に行なわれると考えねばならない。この時も需要は2財について互いに特別な関係があるわけではない。したがって、2財の需要曲線は、財源調達法が異なるにもかかわらず、同一でよい。問題は、供給が結合的に行なわれることがあるので、2財の単位を何らかの意味で連結された形で定義しなければならないということである。直ちに、「羊一頭から一定の羊毛と羊肉がとれる」という周知の結合生産の理論を応用することが考えられる。結合生産の場合には、毛と肉について、羊一頭からとれる分量をそれぞれの1単位として定義する。それにならって、予算1ドルから得られる量を、消防、警察活動のそれぞれ1単位と定義すればよいであろう。した

がって、その1単位は与えられた配分比率に固有の量である。結合生産においては、羊一頭からとれる毛と肉の割合は技術的に一定である。予算の配分比率の変化はどう考えたらよいであろうか。いま、品種改良によって多毛の羊が生まれたとすると、毛と肉の割合は毛に有利な方向へ変化することになる。そこで、毛が相対的に豊富になったために、実質所得が増加し、その結果、羊毛需要が増加するであろう。しかし、これは所得効果が生じていることになり、仮定に反する。そこで、多毛少肉の羊が生まれたとしよう。このときは、毛と肉の変化を総合すれば実質所得が不変、つまり所得効果がゼロであると言えよう。いま、羊毛市場に注目する。羊毛需要量は、所得と他の財の価格を所与として、羊毛価格によって決まる。ところが、品種改良のために少肉となったのであるから、実質所得は減少してしまった。そこで、同一価格の

下では、羊毛需要量は減少せざるをえない。つまり、品種改良の結果、羊毛需要曲線は左へシフトすることになる。他方、羊肉市場では、逆に、多毛のために実質所得が増大し羊肉需要曲線は右へシフトする。この考え方を公共財に適用すれば、予算配分比率の変更は各公共財への需要曲線をシフトさせる。例えば、消防活動への配分比率が上昇すれば、消防需要曲線 D_f は D_f' へと左へシフトすることになる。これは図-2に示される。縦軸は租税価格もしくは配分比率、横軸は予算総額である。警察活動については D_p 、 D_p' がそれぞれ配分比率変更前後の需要曲線である。これらの需要曲線は、配分比率が与えられたとき、各予算総額に対して、その公共財1単位に対して支払ってもよい価格を示すと解釈できる。したがって、 D_f と D_p を垂直に加えると、各予算総額について予算1ドルに対し支払ってもよい価格を示すことにな

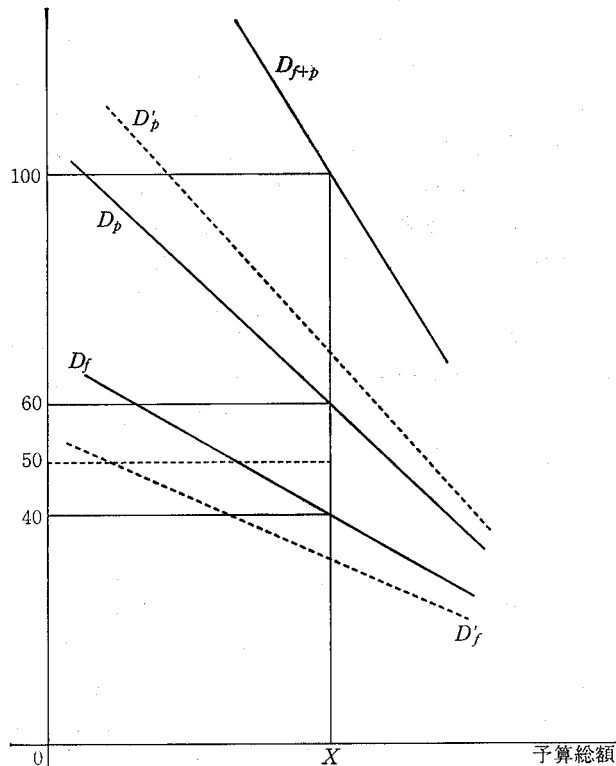


図-2

る。これを複合需要曲線 D_{f+p} として示す。予算配分比率の変更によって各需要曲線がシフトし、その結果として D_{f+p} も影響を受ける。それは D_f , D_p の変化の大きさ、すなわち、それらを導く効用関数の型による。仮に D_{f+p} はシフトしないとしよう。その場合、租税価格=100によって決まる予算総額 OX は不変である。これは一般財源による予算規模が不変ということである。一般財源の下では、消防、警察に、それぞれ予算 OX に配分比率を乗じた額が配分される。これに対し、目的税の下では、租税価格と需要曲線によって予算額が決まる。したがって比率変更後の租税価格50と D_f' , D_p' の交点によって、それぞれの予算額が決まる。明らかに、一般財源の下では、目的税に比較して、消防により多い予算額が、警察により少い予算額が配分される。

これら予算配分の相対関係は、 D_{f+p} が配分比率の変更によってどちらかにシフトしても変わらない。したがって、完全均衡が存在するならば、その比率からの逸脱は、各公共財の予算額が財源調達法によって異なるという結果を生む。目的税の下での予算総額、配分比率は真の選好に一致しているのだから、それと異なる一般財源予算は最適でないことになり、ブキャナンと同じ結論が得られたことになる。

ブキャナンがそのような結論に至るのは次のような事情による。すなわち、提示された予算案に対して、一般財源の下ではそれを修正できないのであるが、目的税の下では修正できるので、一般財源では歪曲された結果が、目的税の下では最適な結果が生まれるのである。したがって、ブキャナンは目的税の是非を論じているのではなく、背後に想定される政治的意志決定プロセスを論じていることになる。モデルに即して言えば、完全均衡予算比率からの乖離がなぜ生じるのか、また、均衡比率へなぜ回帰しないのか、が説明されねばならないであろう。

IV ゲー ツ

予算配分比率の決定に関するブキャナンの非対称な仮定については、ゲー ツ (Charles J. Goetz, 文献 [4], p. 130) も疑問を呈している。すなわち、「中位の個人の選好が議会で支配的であるのに、官僚が作る不適切な予算規準を議会が修正できないのはどんな事情なのだろうか?」と。そこで、以下、彼の所説を概観する。

ゲー ツによれば、ブキャナンの主張は、目的税が個々の公共財ごとの費用一便益計算を通じて公共支出の規模と構成の両者を調整する手段を提供するのに対し、一般財源による場合は、当局が予め決定した配分比率の下で総支出の大きさについてだけ投票が行なわれるので、このような「全てか無か」といった選択の強制によって個人の消費者余剰が減少してしまう、ということである。つまり、目的税の下では個人の選択に対し何らの制約も加えられないのだが、一般財源の下での固定された支出比率は個人の選択に対して制約が追加されたと見なされ、その制約が個人に厚生上劣った予算決定を強制するのである。

このような結論を生み出すについては、1. 一般財源予算の配分比率の事前決定、2. 租税負担の分配の外生的決定、3. 中位の選好集合を持つ一人の個人が存在すること、が仮定されるのであるが、これらに対しゲー ツは次のように考える。仮定1については、前述のように、政府当局が個人の選好に反応しないことについて疑問がある。仮定3について、予算調整において生じるさまざまな選択に関して一人の個人が全て中位の選好を持つためには、集団内の各個人の選好関数にきわめて強い制約を課さねばならない。仮定2は本来簡単化のための仮定であるが、仮定1、3が緩められると、税制選択は重要な問題となる。そこでゲー ツは、政府支出の構成と規模の両者を同一の意志決定者が決

めること、税制を選択の対象にすること、中位の選好を持つ個人は存在しないこと、を仮定する。

ところで、仮定3の修正はどのような意味を持つであろうか。制約の無い予算決定プロセスの下で中位の個人は全ての事柄が自分の選好によって決まっているので、彼は最適解にある。そこで制約が加えられると、最適から乖離する歪みが生じる。中位の個人が存在しない場合、制約の無い意志決定プロセスの解で最適状態にある個人はいない。この解からの乖離によって、誰であれ特定の個人について、はたして最適から遠ざかることになるのか、それとも近づくことになるのか、は不明である。つまり、中位の個人が存在しないとき、制約を追加しても必ずしも最適からの乖離を意味しないのである。

さて、上述のように仮定を修正し、全く新しいモデルを構築する。それは、2種の公共財 X_1, X_2 と2種の税制 T_1, T_2 および支出と税についての現状維持 X_0, T_0 の計9組の支出と税の組合せの中から、人々がそれぞれの評価に応じて選択を行なうというものである。 X_1, X_2 は支出の増加、 T_1, T_2 は増税を意味する。 X_0T_1, X_0T_2 は税負担だけが追加されるので選好順位は低く、 X_1T_0, X_2T_0 は財源無しで支出を行なうことになるので現実性に乏しく、それぞれ選好の対象から除かれる。残りの5組の組合せについて表-1のように3種類の仮説的な選好関係が想定され、それに基づいて財源調達法と選好結果との関係が論じられる。3種類の選好は、3人の個人もしくは3つのグループに対

応する。

一般財源による予算決定が支出配分と税負担分配とを別個に決定することを意味するというのは重要な点である。そこで、逆でもよいのだが、税の決定が時間的に先行するものとする。支出とは独立に税の選択を行なうとすれば、選択主体は、それぞれ、より評価が高い（絶対値が小さい）税を選ぶであろう。ところが、期待される支出の評価よりも租税の費用が大であるならば、新しく課税と支出を行なうよりも、現状維持が選択される。つまり、税の選択は支出決定と独立ではないのである。表-1で想定された選好の下では、租税に関して多数派（Ⅰ、Ⅱ）は T_1 を選択する。ところが、 T_1 と支出 X_1, X_2 との組合せについては負の評価が多数（Ⅱ、Ⅲ）であるので、結局、現状維持 X_0T_0 が選択される。他方、公共財に関する評価を比較すれば、 X_2 を選択するのが多数（Ⅱ、Ⅲ）であることがわかる。ところが、どちらの税制と組み合わせても多数派の評価は負となるので、 X_1 の選択が予想されるかぎり現状維持 X_0T_0 が選択される。

選好関係を検討すれば、ⅠとⅢが X_2T_2 の組合せに正の評価を与えていることがわかる。支出と税を独立に決める一般財源の下で X_2T_2 は選択されるであろうか。税制が T_2 に固定されると、支出に関して、Ⅱ、Ⅲは X_1 を選好するであろう。したがって、Ⅲは X_2T_2 を選択しようとするⅠには協力しないかもしれない。逆に、支出が X_2 に固定されると、Ⅰ、Ⅱは

選好Ⅰ				選好Ⅱ				選好Ⅲ			
	T_0	T_1	T_2		T_0	T_1	T_2		T_0	T_1	T_2
X_0	0	[-4]	[-7]	X_0	0	[-5]	[-6]	X_0	0	[-16]	[-4]
X_1	[+6]	+2	-1	X_1	[+4]	-1	-2	X_1	[+14]	-2	+10
X_2	[+12]	+8	+5	X_2	[+3]	-2	-3	X_2	[+12]	-4	+8

表-1

(出所：文献〔4〕, p. 133, TABLE 2.)

T_1 を選択することによって効用を最大化できる。したがって、I は III に協力しないかもしれない。かくして、 $X_2 T_2$ が選択されるためには支出の選択と税制の選択とを結合させ、同時に決定することが必要となる。これは、税制 T_2 を公共財 X_2 の目的税とすることによって解決できる。目的税を、多数派連合のための合理的な戦略的手段と考えることができるのである。

以上のようなゲーツの分析については、以下の点を明らかにしておく必要がある。まず、彼の分析が例示された選好関係に依存する点である。彼は、一般財源による予算決定が現状維持におちいり、 $X_2 T_2$ の選択に到達できないことを説明する。表-1 の各組合せの評価を検討すれば、負の値をとるものが7組、正の値をとるものが5組で負の値の方が多数である。これは租税の費用が公共財の支出便益よりも大きいとする評価が優勢であることを意味するから、現状維持が選択されることは、むしろ、自然な結果であると言えよう。もし公共財の便益を租税の費用よりも大きく評価する組合せが優勢になれば、一般財源の下においても現状維持は選択されないであろう。

第2点は各主体の行動規準に関連する。ゲーツのモデルでは、税制、公共財、協力行動、その裏切りなどの選択に当って、各主体が全て自己の効用水準の変化だけに注目して意志決定をしている。つまり、効率性だけで各主体の全ての行動、選択が決まるのである。ところが、ゲーツも認めるように(文献[4], p. 134), この例ではIIが損失を受けるので、目的税はパレートの意味で効率的ではない。そのような変化が推賞されるのは、単純多数決という分配上の判断を導入しているからである。したがって彼の分析は効率性規準にのみ基いているわけではなく、公正規準をも含んで分析が進められているのである。

V マクマホンとスプレングル

租税一般にあてはまることだが、時間の経過を考慮するとき、目的税の特徴は税率等の要目が容易には変わらないことにある。これに対し、前2者の分析では時間を考慮しないので、その結果として、人々が目的税の内容を絶えず再検討しているという仮定をおいていることになってしまう。時間の経過と共に目的税の税収額が変化するのであろうが、その最大の要因は所得の変化であろう。したがって、所得弾力性を分析の中に取り入れるべきである。また、ブキャナンやゲーツの分析のように、有権者が予算案に直接投票するがごとき仮定は抽象的にすぎる。以上のような認識の下に、マクマホンとスプレングル(Walter W. McMahon and Case M. Sprenkle, 文献[5])は以下のようなモデルを作る。

静学モデルにおいては、所得の変動を考慮することによって、時間の経過を間接的に示すことができる。所得が変動すれば人々の公共財に対する需要曲線がシフトする。供給曲線もシフトするのであろうから、需給均衡点は両者の変化が総合されて新しく決まる。所得変動前の望ましい均衡支出をまかなうように制定されている目的税は、変動後の新しい均衡支出をちょうどまかなうだけの税収を挙げられるであろうか。この点にマクマホンとスプレングルは注目するのである。

説明のための具体例として高速道路建設費 $p_H G_H$ をとりあげる。政府にとって事前の計画値である望ましい高速道路建設費 $p_H G_H^*$ は、高速道路に対する集計需要 G_H を示す需要曲線と道路の単位当り供給価格 p_H を示す供給曲線との交点で決まる。高速道路需要 G_H は、個人所得 pY 、自動車所有者数 A 、道路の利用率 K などをパラメーターとして、価格 p_H の関数である。 A 、 K はどちらも pY と完全に独立ではないから、道路需要シフトの要因は個人所得

pY の変動であると仮定できる。他方、高速道路の供給曲線は、賃金率 w/p 、利子率 r 、人口密度 D 、規模の経済を示すパラメーター G_H^* などを与件として、道路の供給量 G_H と価格 p_H との関係を示す。事前の計画支出額 $p_H G_H^*$ は、道路の需給を均衡させることにより、

$$(1) \quad p_H G_H^* = f(pY, A, K, w/p, r, D, G_H^*)$$

と示される。

高速道路建設費をまかなう財源として、ガソリン消費税 $t_1 C$ 、自動車登録手数料 $t_2 A$ などを目的税とすることがよく行なわれる。さらに一般財源から補足支出として充当 pS_H を行なうのが通例である。これらの合計を目的税の税収 pT_H とすると、

$$(2) \quad pT_H = t_1 C + t_2 A + pS_H$$

である。一般財源からの充当 pS_H の大きさは一定値 \bar{pS}_H に予め決められているとすると、ガソリン消費 C 、自動車所有者数 A は個人所得 pY の関数と見なすことができるので、結局、税収 pT_H は個人所得の関数となる。

ここで、計画支出額 $p_H G_H^*$ を個人所得の関数であると単純化すれば、税収 pT_H と $p_H G_H^*$ の両者が所得の関数となる。両者を個人所得 pY の増加関数として、例えば、図-3のように示すことができる。所得 $p_0 Y_0$ において事前の計画支出額をちょうど調達するように目的税の税率等が調整されている。所得が pY_1 に増加すると、仮定により、支出、税収共に増加する。ところが両者の所得弾力性が異なれば、変化後の両者の値は等しくない。所得の増加によって事前の計画値 $p_H G_H^*$ は点 B に増加するが、図-3のように税収がより弾力的であれば、税収は点 Z に増加し、 ZB だけ税収が支出を上回ってしまう。逆に、税収がより非弾力的であれば、所得が増加したとき、税収は支出をまか

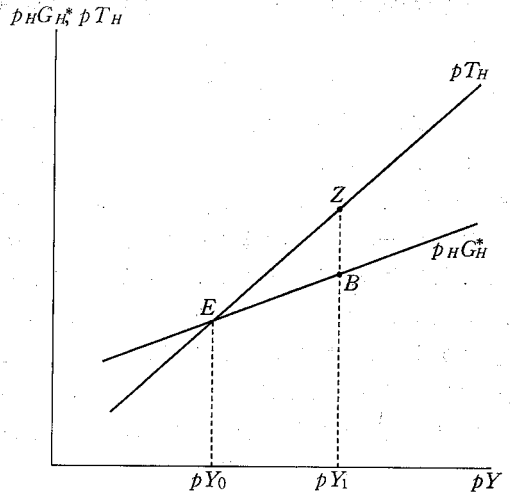


図-3

(出所：文献〔6〕, p. 258, Figure 2.)

なうのに不足することになる。所得変化後も目的税収が事前の支出計画値をちょうどまかなう大きさであるためには、両関数がちょうど重なり合うことが必要である。

利益説による目的税の正当化の論拠は、国民の需要に基づく支出計画値をちょうどまかなうだけの税収を目的税が調達するところにある。所得変化の前後において、そのような正当化が当てはまるためには、上述のように両関数がちょうど重なり合うか、あるいは、税収を支出計画値に一致させるために目的税の税率等の調整が頻繁に行なわれねばならない。前者は可能性がきわめて小さく、後者は目的税が本来持つ特徴には合致しない。

従来目的税分析においては、一般財源からの充当 pS_H はほとんど無視されてきた。なぜならば、財政上の諸決定を各小部分に区分けする装置として、あるいは多数派連合内部の協力関係を強制する装置として目的税が運用されるならば、一般財源からの充当は最小であるか、あるいは予め決定されていなければならないからである。しかし現実には、一般財源からの補足支出がゼロになることはほとんど無いであろう。公共サービスの中には、利益説に基いて受

益者に対し直接課税することによってその供給のための財源の全てを調達すると、所得分配に対してきわめて逆進的な影響を持つものがたくさんあることが、その重要な理由である。このことを言い換えると、一般財源からの充当の望ましい値 pS_H^* はゼロではなく、その大きさは一般財源の全体的な均衡の中で決定される。それに対して、公正な分配に関する見方であるとか、目的税に関係する小部分だけではなく社会全体の厚生に配慮する考え方が影響を与えるであろう。

最後に目的税の動的な性質に注目する。望ましい支出計画値 $p_H G_H^*$ と目的税によって調達される税金 pT_H との差額は、税率および一般財源からの充当額の変更などによって調整されるが、時間の遅れを伴う。調整メカニズムがどのようなものであるかによって、この時間の遅れが事態を一層悪化させてしまうかもしれない。また、目的税が所得弾力的である場合には絶えず減税することが必要で、所得非弾力的な場合には絶えず増税することが必要である。これは租税構造を絶えずより逆進的にする効果を持つ。それに対して、一般財源による予算形成では、租税構造は独立に決定できるから、望ましい累進度を時間の経過の下で常に維持することは容易である。

以上の諸論点が発唆するところは、目的税が最適でない解へ導くことである。

VI 結びにかえて

マクマホンとスプレックルの分析に対しては、エクランド (Per Eklund, 文献 [7]) が言うように、需要曲線について疑問が表明されよう。マクマホンとスプレックルによれば、需要曲線で示されるのは、市民の代理として行動する政府が表明する集計需要である。それは、公共財に対する市民の真の選好を政府が知っていることを意味する。が、いかにして政府はそ

れを知り得たのであろうか。これは基本的な問題であるから、どのように評価するかによって彼らの分析の価値を左右する。しかし、論者の中には、分析結果を左右するような仮定をおく人もいる。ゲーツが例示する租税、公共支出の評価はその例として挙げられよう。ブキャナン言う中位の選好を持つ個人の存在は、集団の意志決定を個人の意志決定に置きかえる重要な仮定であるが、はたしてどれほど現実的な仮定であろうか。

筆者は彼らの不均衡誤差調整メカニズムに疑問を持つ。それは、 t 期の公共支出について、望ましい計画値 $p_H G_H^*$ と目的税によって調達される実行値 $p_H G_{Ht}$ とが等しくないとき、そのギャップがどのように調整されるかを示すもので、 $\theta_{t-\tau}$: 不突合せのうち一期間で修正される部分の比率、 τ : 時間の遅れ、として次のように彼らの(6)式で与えられる。

$$p_H G_{Ht} = \theta_{t-\tau} [p_H G_H^* - p_H G_{Ht}]$$

彼らの表記法によれば、 $\tau=1$ と単純化したとき次のようになる。

$$p_H G_{Ht} = \theta [p_H G_{Ht-1}^* - p_H G_{Ht-1}]$$

左辺は支出の絶対水準を表わすのに対し、右辺は計画と実際の不突合せのうちどれだけが修正されるかを示すもので、これらが等号で結ばれるのは不可解である。もし右辺に合わせるならば、左辺は支出の増分でなければならない。

そのような疑問はマクマホンとスプレックルの分析の価値を左右するものではない。もっぱら効率性の視点からのみ行なわれてきた目的税の議論に、公平の視点を導入したことは重要な貢献である。しかも、ともすれば肯定的な効率性の視点からする分析とは異なる結論が得られたことは評価すべきであろう。さらに彼らの分析から、時間を考慮に入れたとき、目的税によ

って財源を調達することが常に効率的な財はどのようなものであるかがわかる。すなわち、その財の便益を正確に決定でき、しかもその便益をとらえる税が存在する場合である。したがって、便益と費用負担とが正確に対応するような財であるから、その性質は私的財にきわめて近いことになる。そのような財を政府が供給するならば、政府活動は企業的色彩の濃い分野を含むことになり、もはや国家は予算原則が前提とする租税国家とは言い難いのである。

参 考 文 献

- [1] 木村元一『近代財政学総論』春秋社、1958年。
 [2] James M. Buchanan, "The Economics of Earmarked Taxes," *Journal of Political*

Economy, Vol. 71, No. 5 (October 1963).

- [3] Elizabeth Deran, "Earmarking and Expenditures: A Survey and a New Test," *National Tax Journal*, Vol. 18, No. 4 (December 1965).
 [4] Charles J. Goetz, "Earmarked Taxes and Majority Rule Budgetary Processes," *American Economic Review*, Vol. 58, No. 1 (March 1968).
 [5] Walter W. McMahon and Case M. Sprenkle, "A Theory of Earmarking," *National Tax Journal*, Vol. 23, No. 3 (September 1970).
 [6] W. W. McMahon and C. M. Sprenkle, "Earmarking and the Theory of Public Expenditure," *National Tax Journal*, Vol. 25, No. 2 (June 1972).
 [7] Per Eklund, "A Theory of Earmarking Appraised," *National Tax Journal*, Vol. 25, No. 2 (June 1972).